

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	組合立静岡県中部看護専門学校
設置者名	志太広域事務組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	77 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.chubu-kango.jp> (本校ホームページ)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	組合立静岡県中部看護専門学校
設置者名	志太広域事務組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

1 名称	運営協議会
役割	学校運営に関する次の事項について協議し、学校の将来構想及び教育活動の改善と向上を図る。 (1) 学校の将来構想に関すること。 (2) 学校の組織体制に関すること。 (3) 教育活動に関すること。 (4) 学生の就業及び進学支援に関すること。 (5) 広報活動に関すること。 (6) 財政、施設設備等に関すること。 (7) その他校長が協議する必要があると認める事項
2 名称	学校関係者評価委員会
役割	自己点検・自己評価委員会要綱（平成27年4月1日施行）による学校に係る自己点検・自己評価の結果について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取するとともに、保護者等の意見を把握し、もって同校の教育活動及び学校運営の改善を図る。
3 名称	教育課程編成委員会
役割	学則第19条の規定に基づく教育課程の編成について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取し、もって同校の職業教育の水準の維持向上を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
1 運営協議会委員 焼津市立総合病院 病院事業管理者兼病院長	1年	主な実習施設の病院長
2 教育課程編成委員会委員 焼津市立総合病院 看護部副部長	1年	主な実習施設の看護部の教育担当の副部長
(備考) 「1 運営協議会委員」他にも主な実習施設の院長、看護部長及び事務部長計8人、教育に関する学識経験者として、授業を受け持つ外部講師の大学教授2人が委員である。 「2 教育課程編成委員会委員」他にも主な実習施設の看護部の教育担当の副部長2人、（一社）日本看護学校協議会役員1人、（公社）静岡県看護協会役員1人名、大学看護学部准教授1人が委員である。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	組合立静岡県中部看護専門学校
設置者名	志太広域事務組合

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

- 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

◎授業計画(シラバス)の作成過程

- カリキュラムに基づき、実務経験や指導経験を配慮して科目担当講師を選出、依頼決定する。
- カリキュラム内容、進度を確認しながら担当科目の講義内容、到達目標、進度、時間数、評価方法などの詳細を確認し調整する。
- 各講師は担当分野のシラバスを様式に沿って記入する。
- 作成した内容は学内の科目統括教員、カリキュラム統括者が確認する。
- 履修の手引きとして、自己学修の取組方法、科目試験の受講姿勢、成績評価の方法、再試験等の基準、再履修、聴講に関する留意事項を確認し明記する。
- 単位認定については、科目試験評価終了後、各担当者から学生に直接結果を伝える。また、1年間の単位認定状況、成績結果については年度末に単位認定結果一覧として保護者宛に郵送する。
- シラバスの内容については講義要綱参照、講師の実務経験については別添の講師名簿参照。
- シラバスの記載事項：科目名、科目担当講師、年次、単位時間、学修内容、到達目標、授業計画(授業テーマ、方法)、成績評価、事前課題・留意点、テキスト・必要物品、参考文献

◎授業計画の作成・公表時期

作成：前年度末、3月上旬に決定し、下旬に作成完了

公表：全学年、4月始業当日

ホームページ、4月始業当日

授業計画書の公表方法 <https://www.chubu-kango.jp> (本校ホームページ)

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

◎既修得単位（履修）認定

放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に関わる学校若しくは養成所で履修した者が、本校に入学した場合の既修得単位については、校長が本校における教育内容に相当するものと認めるときは、総取得単位数の1／2を超えない範囲で、本校において修得したものとみなすことができる。

確認については、履修した科目については、成績証明書又は単位修得等証明書、履修内容(シラバス)を提出し、細則12条2において、予め本校の担当講師と協議の上、既修得科目単位認定委員会に諮って、校長がこれを認定している。

◎単位認定

単位認定については、出席時間数が授業時間数の2／3以上であることを確認の上、科目試験を受験し成績点数(80点以上=優、70点以上80点未満=良、60点以上70点未満=可、60点未満=不可)によって評定を決定し不可については単位認定しない。

科目試験の採点方法については、1つの科目試験において2つ以上の試験が行われる場合には、予めその配点、配分を明らかにし100点満点で評価する。筆記試験・レポートについては配点基準を作成して実施している。臨地実習や演習科目などは評価表を事前に作成提示し、自己評価・他者評価を踏まえて評価を行っている。

◎履修認定

出席時間数が授業時間数の2／3以上であることを確認の上、科目試験に合格したことを単位認定会議で確認し、認定している。

以上、本校学則、学則細則及び単位取得規程による。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

◎令和4年度 1年次

客観的な指標の算出方法

履修科目の成績評価を 100 点満点で点数化し、全科目の合計点数の平均点を算出する。

学年	1		学生数		42 人
成績の分布	秀	優	良	可	不可
指標の数値	90~100 点	80~89 点	70~79 点	60~69 点	59 点以下
人数	1 人	21 人	19 人	1 人	0 人

下位 1／4 に該当する人数 8 人

下位 1／4 に該当する指標の数値 77 点以下

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.chubu-kango.jp> (本校ホームページ)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

◎卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

I. 実践する力

1. 看護実践を支える「感じる力」「考える力」「伝える力」「振り返る力」を身につける。
2. 4つの力を活用し、思考しながら、対象にとって最善な看護は何か創造し、実践につなげる。
3. 実践した看護を振り返り、さらによりよい看護を探究する。

II. 思いやる力

1. 看護をする人として自己の感情に目を向け、今ある自己を大切にする。
2. 自己の経験や感情を使って相手の状況や感情に気づき、人と関わる。

III. 責任と役割を果たす力

1. 看護専門職者として様々な場面での規律を守り、良識ある行動をとる。
2. 看護専門職者として人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
3. 看護専門職者として自己の傾向や能力を見極めながら行動する。
4. 地域保健医療福祉チームの中での、看護専門職の役割を理解する。

IV. 地域社会に貢献する力

1. 地域の特性を知り、その地域で暮らす人々の生活に適した健康支援のあり方について考える。
2. 地域における保健医療福祉チームの一員として情報交換する。
3. 多職種の機能、役割を理解し、尊重する。

V. 看護を探求する力

1. 看護を取り巻くあらゆるものに関心を持ち続ける。
2. これまでの学習経験を踏まえて自己の看護観を明確にする。

◎卒業の要件、卒業判定の手順

卒業の資格は所定の修業年限（3年間）以上在籍し、卒業に必要な単位数（97単位）以上の修得である。卒業の認定は、成績評定、出席状況等を卒業認定会議において勘案したうえ、校長が行う。また、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として認定しない。

ディプロマ・ポリシーで挙げた実践する力については、3年次に実施する客観的臨床能力試験（OSCE）で評価している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	組合立静岡県中部看護専門学校
設置者名	志太広域事務組合

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係	看護専門課程	看護学科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			開設している授業の種類		
3年	昼間	3,000 (3,030) 単位時間 ／97 (113) 単位	1,788 単位時間	102 単位時間	講義	校内実習	演習
			71 単位	75 単位時間 ／3 単位		臨地実習	1,035 単位時間 ／23 単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人	113人	0人	13人	100人	113人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 授業計画（シラバス）参照
成績評価の基準・方法
(概要) 授業計画（シラバス）において、 ・履修の手引きとして、自己学修の取組方法、科目試験の受講姿勢、成績評価の方法、再試験等の基準、再履修、聴講に関する留意事項を確認し明記する。 ・単位認定については、科目試験評価終了後、各担当者から学生に直接結果を伝える。また、1年間の単位認定状況、成績結果については年度末に単位認定結果一覧として保護者宛に郵送する。 ・シラバスの内容については講義要綱参照、講師の実務経験については別添の講師名簿参照 ・シラバスの記載事項：科目名、科目担当講師、年次、単位時間、学修内容、到達目標、授業計画(授業テーマ、方法)、成績評価、事前課題・留意点、テキスト・

必要物品、参考文献
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>◎卒業の要件、卒業判定の手順</p> <p>卒業の資格は所定の修業年限（3年間）以上在籍し、卒業に必要な単位数（97単位）以上の修得である。卒業の認定は、成績評定、出席状況等を卒業認定会議において勘案したうえ、校長が行う。また、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については原則として認定しない。</p> <p>ディプロマ・ポリシーであげた実践する力については、3年次に実施する客観的臨床能力試験（OSCE）で評価している。</p> <p>◎履修認定（進級認定）</p> <p>出席時間数が授業時間数の2／3以上であることを確認の上、科目試験に合格したこととを単位認定会議で確認し、認定している。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) 入学後の学習につながるよう、入学前から学習方法の支援をしている。国家試験対策として、1年次からの学習支援の計画を立て、学習の仕方が身につくようにしている。また、単位が認定できない学生については、原因と対策を共に考え、学習成果が得られていくよう支援している。</p>

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
35人 (100.0%)	0人 (-)	35人 (100.0%)	0人 (-)
(主な就職、業界等) 焼津市立総合病院10人、藤枝市立総合病院17人、榛原総合病院3人、その他県内医療機関5人			
(就職指導内容) 焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院による就職説明会を各学年次に行うほか、各学年次の担当、副担当教員等による進路相談を隨時行う。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 令和2年度看護師国家試験合格率100% 令和3年度看護師国家試験合格率97.5%			
(備考) (任意記載事項) 助産師及び保健師資格取得のため、進学する学生もあり。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
114人	3人	2.6%
(中途退学の主な理由) 学習を進めていく中の進路変更による		
(中退防止・中退者支援のための取組) 各学年次の担当教員、副担当教員及びアシスタント教員をはじめとする教員の面接・相談、保護者面談・相談、3者面談を隨時行うほか、校外心理カウンセラーによる定期カウンセリングの機会を設けている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	0 円	144,000 円	0 円	なし
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
なし (実習病院の修学支援制度あり)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chubu-kango.jp (本校ホームページ)												
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 次の委員により構成する学校関係者評価委員会により、自己点検・自己評価委員会要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）による学校に係る自己点検・自己評価の結果について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取するとともに、保護者等の意見を把握し、もって同校の教育活動及び学校運営の改善を図る。 (1) 焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院の職員 計 3 人 (2) 看護分野に関し、知見を有する団体の役員 計 2 人 (3) 組合立静岡県中部看護専門学校の保護者又は卒業生 計 1 人												
学校関係者評価の委員 <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院の看護部副部長等計 3 人</td><td>1 年</td><td>企業等委員 (主な実習病院)</td></tr><tr><td>(一社) 日本看護学校協議会役員及び(公社) 静岡県看護協会役員計 2 人</td><td>1 年</td><td>看護分野に関し、知見を有する団体の役員</td></tr><tr><td>同窓会会长 1 人</td><td>1 年</td><td>組合立静岡県中部看護専門学校の保護者又は卒業生</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院の看護部副部長等計 3 人	1 年	企業等委員 (主な実習病院)	(一社) 日本看護学校協議会役員及び(公社) 静岡県看護協会役員計 2 人	1 年	看護分野に関し、知見を有する団体の役員	同窓会会长 1 人	1 年	組合立静岡県中部看護専門学校の保護者又は卒業生
所属	任期	種別										
焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院の看護部副部長等計 3 人	1 年	企業等委員 (主な実習病院)										
(一社) 日本看護学校協議会役員及び(公社) 静岡県看護協会役員計 2 人	1 年	看護分野に関し、知見を有する団体の役員										
同窓会会长 1 人	1 年	組合立静岡県中部看護専門学校の保護者又は卒業生										
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chubu-kango.jp (本校ホームページ)												
第三者による学校評価 (任意記載事項) なし												

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chubu-kango.jp (本校ホームページ)
